

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日が  
たると翌  
の翌日)

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目次

◇ 告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること  
がある旨の告示(中小企業課)

土地改良法による換地計画の決定(五件)(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

建設業法による建設業者に対する営業停止命令(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七十五号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることであるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

届出者の名称 株式会社シバタ	届出に係る建物の名称 S マーケット 緑町店	届出に係る建物の所在地 鳥取市立川町六丁目三二五外
-------------------	---------------------------	------------------------------

### 鳥取県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成八年二月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所及び関金町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る赤碕地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい  
て準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了  
の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る石見地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい  
て準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了  
の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項に  
おいて準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了  
の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項に  
おいて準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了  
の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十一号

国府町が行う土地改良事業に係る吉野地区の換地計画の認可申請については、審査し  
た結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条  
の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の  
規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の  
翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十二号

国府町が行う土地改良事業に係る糸谷地区の換地計画の認可申請については、審査し  
た結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条  
の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の  
規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第八十三号**

岩美町が行う土地改良事業に係る院内地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第八十四号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市総合福祉センター駐車場拡張事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市富安二丁目地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町二一六

鳥取市役所

**鳥取県告示第八十五号**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定に基づき、建設業者に對し営業停止命令を行ったので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり告示する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 処分をした年月日

平成八年二月十三日

二 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

(1) 商号

株式会社 岩見工務店

(2) 代表者の氏名

代表取締役 岩見 人司

(3) 主たる営業所の所在地

岩美郡岩美町大字大谷二二八二一七〇

(4) 許可番号

鳥取県知事許可(特一六)第一四三三号及び鳥取県知事許可(般一六)第一四三三号

三 処分の内容

平成八年二月二十七日から同年三月四日までの七日間の営業の全部の停止

四 処分の原因となった事実

同社の代表取締役が贈賄罪及び競売入札妨害罪により、平成七年十二月七日に鳥取簡易裁判所において罰金刑の略式命令を受け、これが確定しており、このことが建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

鳥取県告示第八十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十一月七日 鳥取県指令倉土維十第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市生田字高瀬

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字大瀬九九一―五

有限会社 吉田工務店

代表取締役 吉田 公博

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成八年二月十三日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名	株式会社 三屋
	住所	愛知県名古屋市中区小田井四丁目396
遊技の種類	遊技機の区分	型 式 名
	規則第6条第1号に該当機	トリアルクナイー ソック
遊技機の型式名	製造者名	株式会社 三屋
	検定番号	400659
有効期間	平成8年2月13日	から3年間